

5-2. 那覇市職員定数条例 (議会事務局の部分を抜粋)

昭和 47 年 5 月 15 日
条 例 第 7 4 号

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の事務局の職員 21 人
- (2)～(9) [略]

[参照条文]

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

[議会事務局の設置及び議会の職員]

第 138 条 [略]

- ② [略]
- ③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- ④ [略]
- ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- ⑦ 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- ⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

[改正履歴]

○ 昭和 47 年 5 月 15 日 議決(昭和 47 年条例第 74 号・同日施行)

議会事務局の職員定数は、本土復帰前に引き続き「23 人」となった。

○ 平成 14 年 3 月 25 日 議決(平成 14 年条例第 8 号・4 月 1 日施行)

議会事務局の職員定数は、1 人減により「22 人」となった。

○ 平成 17 年 3 月 23 日 議決(平成 17 年条例第 12 号・4 月 1 日施行)

議会事務局の職員定数は、1 人減により「21 人」となった。